

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例
及び同条例施行規則の手引き



令和6年(2024年)3月作成
令和8年(2026年)4月改訂

札幌市建設局総務部
札幌市都市局建築指導部

－ 目 次 －

はじめに.....	1
第1章 条例の概要.....	2
1-1 条例の目的.....	2
1-2 用語の定義.....	2
1-3 条例の対象区域（指定区域）.....	3
1-4 届出の流れ.....	4
第2章 自転車等駐車場の設置.....	7
2-1 設置台数の算定方法.....	7
2-2 自転車等駐車場の構造・設備等.....	10
2-3 自転車等駐車場の位置・利用方法等の表示.....	11
第3章 手続き.....	12
3-1 届出.....	12
3-2 自転車等駐車場の規模の特例承認（台数緩和）.....	12
3-3 自転車等駐車場を設置する場所の特例承認（隔地距離の緩和）.....	15
第4章 その他.....	16
4-1 自転車等駐車場の管理.....	16
4-2 立入検査等.....	17
4-3 措置命令等.....	17
4-4 その他.....	17

はじめに

札幌市では、都心部や駅周辺において、路上に放置された自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）により、歩行環境や景観が悪化するなど課題が顕著なため、平成14年（2002年）から「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる一定規模以上の施設を新築・増築する際に、自転車等駐車場の設置を義務付けてきました。

この条例については、施行から20年が経過しており、現状の駐車実態を把握する必要があるため、公共駐輪場や民間施設内にある駐輪場の実態調査を行ったところ、自転車の利用目的や駐車需要が変化しているなど、様々な課題があることを確認しました。

このような状況から、設置義務台数の適正化等の実態に即した見直しが必要であるため、条例及び「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）の改正を行いました。

本冊子は、改正後の条例及び規則をわかりやすくまとめたものですので、今後の建築計画の検討に当たっては、この内容を参考にしていただき、条例の主旨を計画内容に反映いただきますようお願いいたします。

改正条例については、公布の日（令和6年2月29日）から施行となりますので、経過措置を設けています。

詳しくは、1-4(2) 経過措置等（P.5）を参照して下さい。

第1章 条例の概要

1-1 条例の目的

[条例第1条関係]

この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第5条第4項の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置等について定めることにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的としています。

1-2 用語の定義

[条例第2条関係]

- 自転車等

自転車及び道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車

- 自転車等駐車場

一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設

- 銀行等

銀行及び信用金庫

- 遊技場等

ぱちんこ屋、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号※に規定する営業を行うための施設、カラオケボックス及びボーリング場

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

(1～3 省略)

4 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

5 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

1-3 条例の対象区域（指定区域）

[条例第3条関係]

● 駐車場整備地区

駐車場法第3条第1項の規定に基づき、「自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域」として都市計画決定された地域



● 近隣商業地域・商業地域

都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づき、「商業その他の業務の利便を増進するため定める地域」として都市計画決定された地域

※ 「駐車場整備地区」、「近隣商業地域・商業地域」（用途地域）については、札幌市地図情報サービスでご確認いただけます。

⇒ URL：https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html

1-4 届出の流れ

(1) 設置義務対象建築物の判定

◆建築行為（新築又は増築）を行う地区は、「駐車場整備地区」又はそれ以外の「近隣商業地域・商業地域」に含まれていますか？

いいえ → 設置義務対象建築物ではありません。

はい

◆当該建築物における施設用途ごとの店舗等面積を、下表の原単位（自転車1台あたりの基準面積）で除して得た台数の合計値が、20台以上になりますか？（複合用途の算定方法は2-1(3) (P.9) 参照)

いいえ → 設置義務対象建築物ではありません。

指定区域	施設用途ごとの原単位 (下段：単一用途における対象面積)			
	小売店舗 及び 飲食店	事務所 及び 銀行等	遊技場等 (ぱちんこ屋を除く)	ぱちんこ屋
駐車場整備地区	210㎡/台 (4,200㎡以上)	250㎡/台 (5,000㎡以上)	170㎡/台 (3,400㎡以上)	60㎡/台 (1,200㎡以上)
上記以外の 近隣商業地域・ 商業地域	160㎡/台 (3,200㎡以上)	190㎡/台 (3,800㎡以上)	170㎡/台 (3,400㎡以上)	60㎡/台 (1,200㎡以上)

はい

設置義務対象建築物
に該当します。

設置義務対象建築物に該当しない場合（届出不要）であっても、当該建築物の来訪者や従業員等の一定程度の自転車利用がある場合（又は想定される場合）、建築物所有者は駐車需要に応じた適切な対応を行うよう努めてください。

(2) 経過措置等

改正条例は、公布の日（令和6年2月29日）から施行となりますので、経過措置を設けています。

なお、改正前の条例（以下「旧条例」という。）における原単位を採用する場合であっても、後述の2-3（P.11）、3-2（P.12）、3-3（P.15）の項目を適用できます。

表 設置義務台数に関する経過措置

《 経 過 措 置 》	
令和8年3月31日までに着工する施設	令和8年4月1日以後に着工する施設
旧条例による設置義務台数を採用	下記のいずれかに該当する場合に限り、旧条例による設置義務台数を採用 (ア) 施行日までに建築基準法の規定による「確認済証」の交付を受けた建築物 (イ) 施行日までに告示された「都市計画に定められた市街地再開発事業」
●旧条例による設置義務台数を採用する場合（既存施設を含む。）の特例 既存施設も含め、旧条例による設置義務台数より改正条例による設置義務台数の方が少なくなる場合は、改正条例による設置義務台数を採用可能	

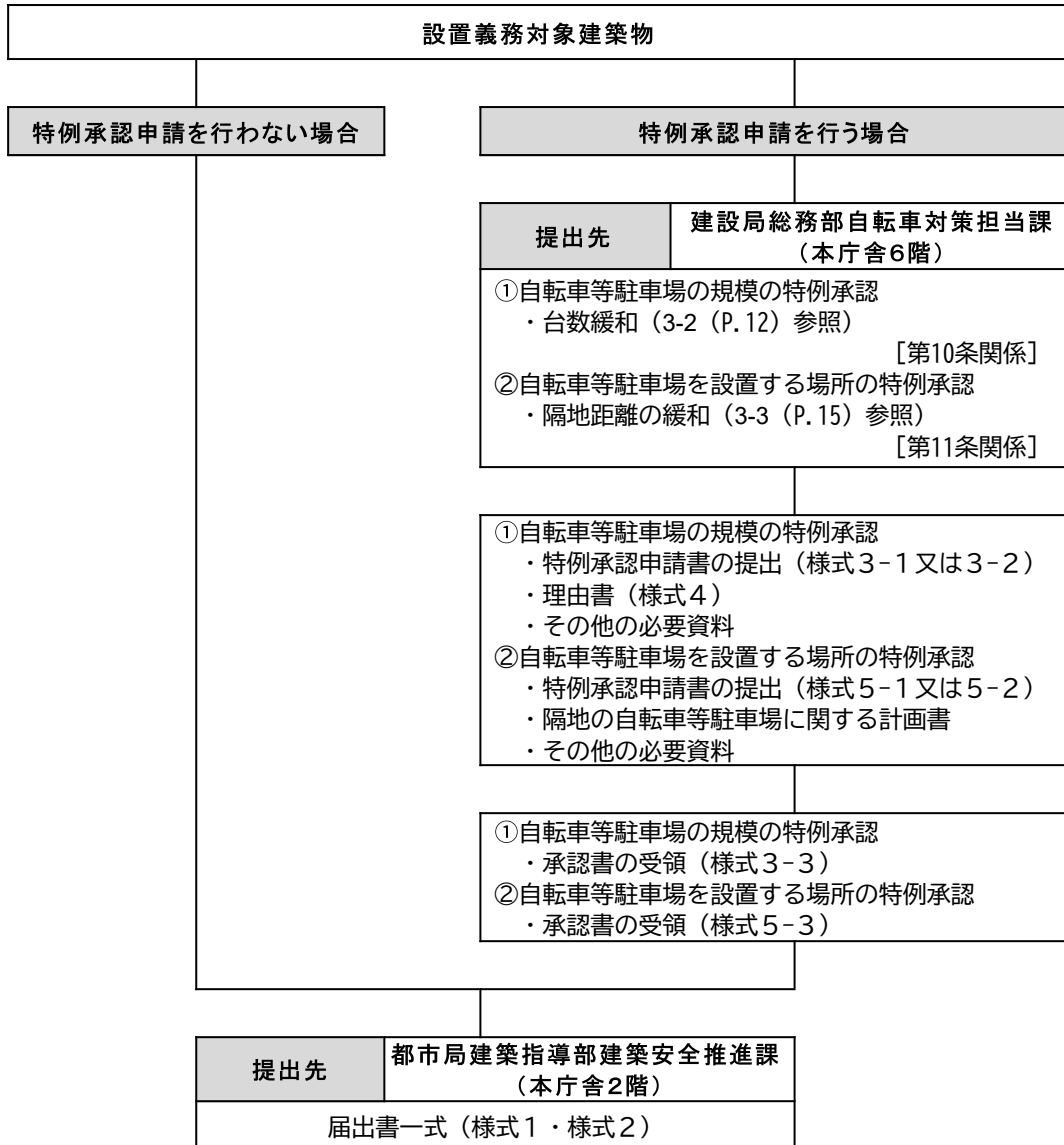
(参考) 旧条例の原単位

指定区域	施設用途ごとの原単位 (下段：単一用途における対象面積)			
	小売店舗	銀行等	遊技場等 (ぱちんこ屋を除く)	ぱちんこ屋
駐車場整備地区	145㎡/台 (2,900㎡以上)	70㎡/台 (1,400㎡以上)	140㎡/台 (2,800㎡以上)	30㎡/台 (600㎡以上)
上記以外の 近隣商業地域・ 商業地域	45㎡/台 (900㎡以上)	/	140㎡/台 (2,800㎡以上)	30㎡/台 (600㎡以上)

(3) 義務駐車施設設置の届出

設置義務対象建築物の新築又は増築を行う場合は、審査に必要な書類等を各担当課へ提出してください。

(4) 届出フロー



第2章 自転車等駐車場の設置

2-1 設置台数の算定方法

[条例第4条・第5条・第6条関係]

(1) 店舗等面積の考え方

施設の区分に応じて、下記用途に供する部分の床面積を合計したものを、店舗等面積（対象面積）とします。

[規則第2条]

- 「小売店舗及び飲食店」の用途に供する部分
 - ・ 小売店舗：売場、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、手荷物一時預り所、店内案内所その他これらに類するもの
 - ・ 飲食店：客室（客席ホール及び個室）、客室間の通路、厨房、配膳室、待合室、ロビーその他これらに類するもの

- 「事務所及び銀行等」の用途に供する部分
 - ・ 一般事務室、個室、会議室、集会室、図書・資料室、シュレッダー室、印刷室、電話交換室、営業室、ロビー、応接室、ショーウィンドーその他これらに類するもの

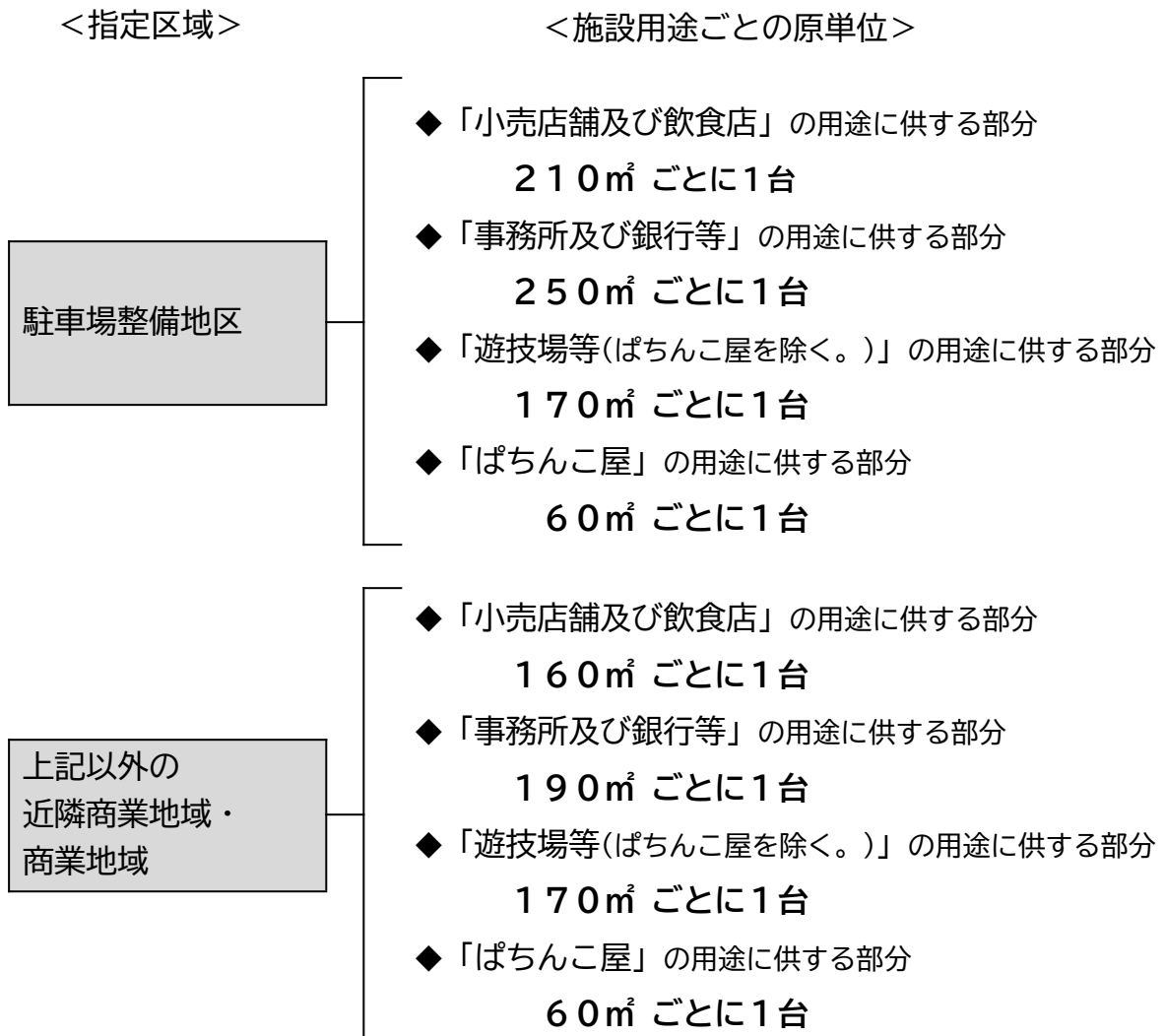
- 「遊技場等」の用途に供する部分
 - ・ 遊技室、景品交換所その他これらに類するもの

(2) 設置台数の算定方法

建築行為（新築又は増築）を行う地区が下記の指定区域に該当し、施設用途ごとの店舗等面積を各原単位（自転車1台あたりの基準面積）で除して得られた合計値が20台以上となる場合、当該建築物に自転車等駐車場を設置する必要があります。

なお、設置台数の算定にあたっては、施設用途ごとの数値を小数点以下第2位（小数点以下第3位を四捨五入）まで算出し、その合計値の小数点以下を切り上げます。

[条例第4条・第5条]



※ 建築物の敷地が全て「駐車場整備地区」にある場合は、用途地域（近隣商業地域・商業地域）に関わらず、駐車場整備地区の原単位が適用されます。

※ 建築物の敷地が指定区域の内外にわたる場合は、指定区域の規定が適用されます。

※ 建築物の敷地が「駐車場整備地区」と「近隣商業地域・商業地域」にわたる場合は、近隣商業地域・商業地域の原単位が適用されます。

[条例第6条]

(3) 設置台数の算定例（複合用途の場合）

例①：駐車場整備地区において、建築行為（新築又は増築）を行う建築物の用途・対象面積が、小売店舗2,000㎡・事務所3,300㎡の場合

・小売店舗 $2,000 \text{ (㎡)} \div 210 \text{ (㎡/台)} = 9.52 \text{ (台)}$

・事務所 $3,300 \text{ (㎡)} \div 250 \text{ (㎡/台)} = 13.20 \text{ (台)}$

▶建築物全体の合計値 22.72台 ⇒ 23台以上の自転車等駐車場が必要

例②：駐車場整備地区以外の商業地域において、建築行為（新築又は増築）を行う建築物の用途・対象面積が、小売店舗1,500㎡・遊技場等（ぱちんこ屋を除く）1,500㎡の場合

・小売店舗 $1,500 \text{ (㎡)} \div 160 \text{ (㎡/台)} = 9.38 \text{ (台)}$

・遊技場等 $1,500 \text{ (㎡)} \div 170 \text{ (㎡/台)} = 8.82 \text{ (台)}$

▶建築物全体の合計値 18.20台 ⇒ 設置義務対象外（届出不要）

(4) 対象施設を増築する場合の算定方法

指定区域内において対象施設を増築する際は、当該増築後の建築物を全て新築するものと見なして、設置台数の算定を行います。

その合計値が20台以上となる場合は、自転車等駐車場の設置が必要となります。

[条例第5条]

2-2 自転車等駐車場の構造・設備等

[条例第7条関係]

条例第7条の規定に基づく自転車等駐車場の技術基準は、以下のとおりです。

[札幌市告示第115号]

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例(平成13年条例第30号)第7条の規定に基づく自転車等駐車場の技術基準を次のように制定し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年2月1日

札幌市長 桂 信雄

●自転車等駐車場の技術基準

札幌市建築物における自転車等駐車場の設置等に関する条例(平成13年条例第30号。)第7条の規定に基づく自転車等駐車場の技術基準は下記のとおりとする。

種別	駐車スペース (片側単列)	有効高さ	通路幅員	設置割合
自転車	幅0.6m以上、 奥行1.9m以上	2.1m以上	1.5m以上	9/10程度
原動機付自転車	幅0.7m以上、 奥行1.7m以上			1/10程度

駐車形式が片側単列駐車以外の場合の駐車スペースに係る技術基準については、都市局建築指導部で縦覧に供する「自転車駐車場整備マニュアル」等に示すほかの基準によることができる。

なお、上記以外の一般的な技術基準等については、「自転車等駐車場設置技術の手引き(平成19年10月 公益財団法人自転車駐車場整備センター)」、「サイクルラック技術基準(令和5年10月改訂 一般社団法人自転車駐車場工業会)」等を参照し、適切に対応してください。

また、道路交通法施行規則の一部改正（令和7年4月1日施行）により、二輪車車両の区分が見直され、構造上出すことができる最高出力を4kW以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車が一般原動機付自転車に新たに区分されました。自転車等駐車場の技術基準は最低限の寸法を定めていますが、原動機付自転車の種類によっては、駐車スペースが足りず入れない場合なども想定されますので、実際に入出入りする自転車等の大きさを考慮した上で設置する駐車スペースの大きさや構造（有効高さなど）を決定してください。

2-3 自転車等駐車場の位置・利用方法等の表示

[条例第8条関係]

当該建築物の来訪者へ駐輪場の位置や利用方法等を適切に案内・周知するため、建築物所有者は、駐輪場の入口表示板や経路案内板等の設置に努めてください。

なお、建築物所有者は、入口表示板等を設置しようとするとき、利用者にとって認識しやすい表示になるよう創意工夫を行うとともに、耐久性や安全性の確保のほか、周辺の景観や建築物との調和等に配慮したデザインとしてください。

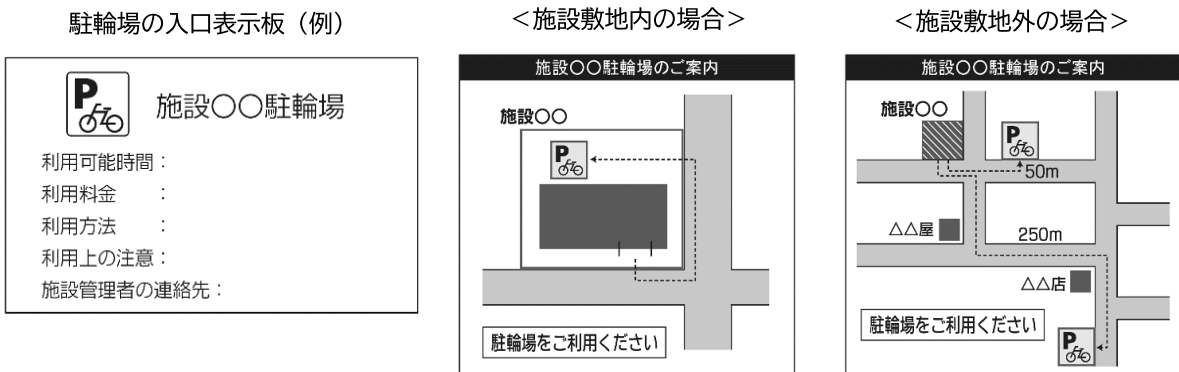


図 自転車等駐車場の入口表示板及び経路案内板の一例

第3章 手続き**3-1 届出**

協議先:建築安全推進課

[条例第9条関係]

建築物の新築又は増築を行う場合で、この条例に基づき自転車等駐車を設置するときは、建築物内の施設及び自転車等駐車の位置、規模、構造等について、札幌市へ届出を行う必要があります。(様式1・様式2)

また、届出内容に変更がある場合は、変更届が必要となります。(様式1・様式2)

3-2 自転車等駐車の規模の特例承認(台数緩和) 協議先:自転車対策担当課

[条例第10条関係]

(1) 自転車等の駐車需要が著しく少ないと認められる建築物における台数緩和**1) 台数緩和に関する概要**

この条例に基づく自転車等駐車は、原則として算定台数以上を設置しなければなりません。駐車需要が当該施設の規模に照らして著しく少なく、周辺的生活環境の保全と都市機能の維持に支障がないと市長が認める場合は、最大で50%の台数緩和を行うことができます。

この「台数緩和」の適用を受けるためには、上記(3-1)の届出を行う前に市長の承認が必要です。(様式3-1又は3-2・様式4)

2) 台数緩和に関する承認審査基準

台数緩和を認める項目については、次のとおりです。

ただし、台数緩和の適用により、算出した数値が20台未満となる場合は、算定台数を20台とします。

なお、申請から承認までの審査期間は、最大14日間とします。

ア 公共地下通路等へ接続する場合（20%）

地下街、地下鉄、公共地下歩道等の公共的な地下空間と建築物が地下接続する場合や、既に公共的な地下空間と接続している建築物と地下接続する場合（民間ビル接続）、算定台数の20%緩和を認めます。

ただし、地下接続等にあたっては、各施設管理者と協議を行う必要があります。

イ 自転車等の駐車需要が少ない特別な理由がある場合（30%）

客観的に公共交通利用が多いと認められる特別な理由がある場合や、床面積に対して従業員数が少ないなど、自転車等の駐車需要が明らかに少ないと想定できる場合には、算定台数の30%緩和を認めます。

<参考例>

大型商品の展示等を目的とした店舗（自動車・家電・家具等の販売店、ホームセンターなど）や、郊外立地の大型駐車場を併設した小売店舗や遊技場等であって、自転車等の利用が著しく少ない特別な理由がある場合等を想定。

ウ 公共交通利用促進PR・マイカー通勤抑制【承認条件】

上記により設置義務台数の緩和を適用する場合には、「公共交通利用促進PR」と「マイカー通勤抑制」の取り組みと合わせて実施してください。

- ・「公共交通利用促進PR」は、時刻表の掲示やホームページ等で公共交通機関の利用を促進する広報等を実施するものであり、複数の事業者が入居する建物においては、可能な限り入居する全ての事業者が取り組むことを目標とします。
- ・マイカー通勤抑制は、自転車等駐車場の台数緩和によって自動車の利用が促進されることがないように当該建築物へのマイカーでの通勤を抑制又は自粛し、可能な限り公共交通等による通勤を推奨するものであり、複数の事業者が入居する建物においては、可能な限り入居する全ての事業者が取り組むことを目標とします。
- ・上記の取り組みを実施するにあたり、その内容を広く周知してください。

表 台数緩和に係る緩和率

台数緩和を認める項目	緩和率
①公共地下通路等へ接続する場合	20%
②自転車等の駐車需要が少ない特別な理由がある場合	30%
公共交通利用促進PR・マイカー通勤抑制【承認条件】	—

※ 緩和率を乗じて得た数値は、小数点以下を切り上げます。ただし、算出した数値が20台未満の場合は、算定台数を20台とします。

(2) シェアサイクルのポート設置による代替

建築物所有者とシェアサイクル事業者との協議により、建築物内又は建築物の敷地内、建築物の敷地に到達するための歩行距離がおおむね50m以内である場所にシェアサイクルのポート設置を行う場合は、設置義務台数の中にポート数を含めることができます。

- ・シェアサイクルは、様々な場所に設置してあるサイクルポート（専用駐輪場）において、自転車をどこでも借りられて、どこにでも返せるサービスであり、都心部に公共交通で来訪した際の移動を補完する交通手段としての活用が期待され、個人所有の自転車に換わる移動手段として、駐車需要や放置自転車の削減につながることも期待されています。
- ・この条例に基づき設置される自転車等駐車を有効活用するため、建築物の敷地内等にシェアサイクルのポートを設置する場合は、その台数を設置義務台数に算入することができます。
- ・シェアサイクル以外の自転車等の受け入れを考慮し、シェアサイクルポート設置による算入台数は、設置義務台数の1/2を上限とします。ただし、自転車等駐車場の利用者が多い場合（または想定される場合）、建築物所有者は駐車需要に応じた適切な対応を行う必要があります。（設置台数を変更する場合は変更届が必要となります。）
- ・建築物所有者は、当該自転車等駐車をその目的に適合するよう管理することが義務付けられています。

3-3 自転車等駐車を設置する場所の特例承認（隔地距離の緩和）

協議先：自転車対策担当課

[条例第11条関係]

(1) 隔地距離の緩和に関する概要

この条例に基づく自転車等駐車場は、原則として建築物内又は建築物の敷地内、建築物の敷地に到達するための歩行距離がおおむね50m以内である場所に設置しなければなりません。しかし、土地利用等の状況から特別な理由によりやむを得ないと市長が認める場合には、隔地距離を駐車場整備地区ではおおむね250m以内、駐車場整備地区以外の近隣商業地域・商業地域ではおおむね100m以内の場所に、自転車等駐車場を設置することができます。

この「隔地距離の緩和」の適用を受けるためには、前記（3-1）の届出を行う前に市長の承認が必要です。（様式5-1又は5-2）

(2) 隔地距離の緩和に関する承認審査基準

隔地距離については、各建築物の状況等（立地条件や周辺の駐車需要など）を踏まえて、個別に判断します。

なお、申請から承認までの審査期間は、最大14日間とします。

ア 隔地距離を緩和する場合の承認条件

- 歩行距離がおおむね50m以内の場所に自転車等駐車場を設置することが困難であるやむを得ない理由があり、利用者への適切な案内や周知を徹底するなど、管理・運営上支障がないと認められる場合は、隔地距離の緩和を認めます。
- 隔地の自転車等駐車場に関する計画書（書式不問）には、管理・運営上支障がないことの説明と具体的な取組内容等を記入する必要があります。また、隔地の自転車等駐車場に関する図面等も添付してください。（技術基準は2-2（P.10）参照）

イ 入口表示板及び経路の案内板の設置

- 隔地距離を緩和する場合は、入口表示板及び経路案内板の設置が承認条件となります。（2-3（P.11）参照）

第4章 その他

4-1 自転車等駐車場の管理

[条例第13条関係]

自転車等駐車場の所有者又は管理者（建築物所有者を含む）は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければなりません。

ただし、自転車等の利用が極端に落ち込む積雪期間において、自転車等駐車場の利用が見込まれない場合は、自転車等駐車場としての状態を必ずしも保持する必要はありません。積雪期間中に自転車等駐車場を一時閉鎖する場合は、その旨を利用者へ周知してください。

また、一時閉鎖中に自転車等駐車場以外の用途で活用をする場合は、建築士などに相談の上、各種法令等を遵守のもと、適切に管理を行ってください。

なお、公共駐輪場の利用期間と同様に、4月～11月の期間は自転車等駐車場を閉鎖することはできませんのでご注意ください。

4-2 立入検査等

[条例第14条関係]

市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告又は資料の提出等を求め、又は職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができます。

また、立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときには、これを提示することとしています。

4-3 措置命令等

[条例第15条・第17条関係]

(1) 措置命令

市長は、前記2-1、2-2または4-1の項目に違反した場合、相当の期限を定めて、必要な措置を講じることを命じることができます。

(2) 罰則

上記の措置命令に従わなかった場合や、前記4-2の市長が行う立入検査の拒否、妨害等をした場合についても、罰則の適用があります。

4-4 その他

その他の規定等については、条例及び規則をご確認ください。

<お問い合わせ先>

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

■条例に基づく届出（特例承認申請を除く）に関すること

都市局建築指導部 建築安全推進課（本庁舎2階）

TEL 011-211-2867

■条例に基づく届出以外（特例承認申請を含む）に関すること

建設局総務部 自転車対策担当課（本庁舎6階）

TEL 011-211-2456